## 総務委員会会議録

平成23年 3月 1日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:56

# ○委員長

おはようございます。ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第13号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○人権同和推進課長

「議案第13号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の317ページをお願いします。第1条において歳入歳出予算の総額を5521万4千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、ご説明いたします。 320ページをお願いします。歳入、2款県支出金、1項県補助金、1目の住宅新築資金等補助金の551万2千円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。

321ページをお願いいたします。歳入、5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入、4755万7千円につきましては、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。

322ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費の2174万9千円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上しております。

323ページをお願いいたします。歳出、2款公債費、1項公債費の3336万5千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上したものでございます。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

おはようございます。まず、323ページの公債費については前年度比減ということになっておりますけど、もう少し詳しく説明していただけますか。

#### ○人権同和推進課長

公債費の減でございますが、定期償還や特例償還、個人からの繰り上げ償還により、市債残額が減少したための減額でございます。

### ○川上委員

個人からの繰り上げ償還というのは、実績はどれぐらい見込んでいますか。

### ○人権同和推進課長

件数だけで申しわけありませんが、5件の繰り上げ償還があっております。

## ○川上委員

その5件の影響額はすぐ出ますか。

# ○委員長

暫時休憩いたします。

#### 休 憩 10:05

## 再 開 10:06

委員会を再開いたします。

# ○人権同和推進課長

大変申しわけありません。影響額という金額的なものは把握しておりません。

## ○川上委員

資料が手元にないということですね。把握はしてるんでしょう。

それでですね、歳入なんですが、318ページに諸収入、貸付金元利収入ですね。これについては1404万8千円減ということのようですけど、どういう事情かお尋ねします。

### ○人権同和推進課長

収入の減でございますが、償還金、当然償還がもう既に多年にわたって償還いただいておりますので、多くの方がもう償還、順調に消化されている方はもう償還が終わっておりまして、だいたい理論償還で言えば平成33年で全て終わるという状況になっておりますが、調定額となります金額そのものが償還済みによりまして下がっております関係で、どうしても償還額というものにつきましては下がってくるというふうになっております。

### ○川上委員

平成8年までで貸し付け業務が終了してるんだけども、その終盤ですね、6年、7年、8年 あたりの貸し付け件数がわかりますか。

## ○人権同和推進課長

いま委員が言われましたように、平成8年度で貸し付けが終わっております。そのときの貸し付けは、当然ぎりぎりまで行っております。ただ、今この場でそういう資料を予定しておりませんでしたので、持ち合わせておりません。申しわけありません。

# ○川上委員

平成21年度末で貸し付け総件数は2,122件でしょう。総枠は57億204万7千円と。調定額は67億5465万2236円という答弁でしたね。収納額は94.36%、滞納件数は214件で総額3億8118万8085円ということで、滞納額が大きい、それから解決の見通しがたっていないと、人権同和推進課では無理ということで昨年反対したんですけれども、現在平成22年度末の見込み、それから23年度末はどうなるのか、答弁できますか。

# ○人権同和推進課長

平成22年度末、本年度末でございますが、本年度末につきましては滞納件数が大体209件、滞納総額が3億9183万889円。これは粗い見込みでございますので、申し上げておきます。平成23年度の当初予算編成上でございますが、滞納の部分で申しますと、件数の削減は今のところ難しいというふうに考えております。金額的には、112万7088円の増額が出てくるというふうに考えております。

#### ○川上委員

この滞納件数の中に貸し付け事業終了間際、間際というといつ頃ですかになるけども、その頃に貸し付けを受けた方々の件数がどれぐらいあるだろうかと思うんですよ。3年ぐらいの分をどうしても知りたいんですよ。少し時間が取れれば、件数はわかりますかね。わかるなら用意してもらいたいと思うんですけど。

# ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:11

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

## ○川上委員

今の質問は、事業終結間際になって借りた方がどのくらい滞納になっているのか、心配だから尋ねたいと思ったわけですね。昨年は借りかえはもちろんできるんでしょうけど、民間、別に借りて一括して払うのはできるんでしょうけど、利率が3.5と、どんな状況であろうととにかく3.5は崩さないと言われたんですよね。そんなことないだろうと。なぜ3.5を変えないかと言うと、高い時でも3.5と安くしてたじゃないかという言い方なんですよ。だからそれは

ね、現実にいろんな金融貸し付け制度の中でいろんな工夫をしてるときにね、この硬直した姿はおかしいと、考え直してもらえないかと。考えないということだったんだけど、1年間経ったので何か検討されたんじゃないかと思うんですよ、人権同和推進課として。どういう検討をしたか、お尋ねします。

### ○人権同和推進課長

委員のほうから、いろいろな社会情勢によって経済的に苦しいという部分も多分にあるということからの質問かと思います。旧条例の中にも償還の猶予または免除という規定がありまして、著しく償還が困難と認められる場合はという形で免除なり猶予という項目が間違いなくあるわけでございますが、ひとつ考えていただきたい部分がやはり大半が低所得者の方に貸している部分が多くございます中で、やはり厳しい中でもきちっと3.5%の利率でお支払いいただいた方々がある、またそれを済まされた方がある、また現在苦しい中でもお支払いいただいて、あ方々がいらっしゃる中で、一方的にどういう線引きをしてですね、それを猶予するかという問題、やっぱり公平性という問題もございますので、現段階で利率を扱うなり、現段階では考えておりません。

### ○川上委員

だから人権同和推進課が担当してはいかんと、市長、私は思うんですよ。それでね、旧条例には規定があると言われましたね、ちょっと紹介してください。

### ○人権同和推進課長

いずれの自治体も同じような規定があるわけですが、旧飯塚市の条例で申しますと、償還の猶予または免除という規定が第21条にあります。その中に、「市長は次の各号の1に該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、貸付金の全部または一部の償還を猶予し、または免除することができる」、その中に2点ございまして、1点は災害その他特別の理由により借り受け人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき、もう1点が災害その他借り受け人の責めに帰すことができない理由により、貸付金に係る住宅等が滅失したとき、そういう2点があげられております。

### ○川上委員

私は3.5%のことを聞いたわけですよ。あなたはこれを言われたわけね。どういう関係があるんですか。

### ○人権同和推進課長

3.5%という分に該当して利率を下げるうんぬんは、現段階で私は目にしたことがありませんので、それに近い部分で借り受け者が支払う上で何らかの猶予なり免除的なことができる方法が他にないかということで、関連的にこの条例があるということでご紹介いたしました。

# ○川上委員

本当に人権同和推進課ではね、この仕事をできないということがだんだんわかるでしょう。 あえてこの利率を柔軟に考えるということと、この規定との関係を言えばね、本当に苦しんでいる方にはですね、ちゃんと行政のほうで手を差し伸べて救うという思想でしょう。憲法25条があるわけですから。だから私ね、3.5に戻るとね、仕事をしてもらいたい。本当に苦しんでいる人にはね、3.5を扱うということを真剣に考えたらどうですか。全国に例があるかどうか知りませんよ。でも、本当にこれが憲法25条とかね、あるいは自治体の役割から考えて適切ならそういう措置を考えるべきではないかと思うんです。

それから旧条例と言われました、償還の猶予または免除、第21条ですね。旧条例という言い方は、どういう意味ですか。昔あったけど、今これは通用してないって意味ですか、どっちですか。

# ○人権同和推進課長

あくまでもこれは貸し付けを行っていたときの条例ということで、旧という言葉を使いまし

たが、飯塚市住宅新築資金等貸付条例でございます。

## ○川上委員

飯塚市には、そういう条例がありますか。

### ○人権同和推進課長

これは平成9年に廃止になっておりますが、貸し付けた時はこの条例でしたので、その話を 私はいたしました。

## ○川上委員

課長が言われているのは、この21条というのは効力を失っているということを言われているんですね。そういうことですか。

## ○人権同和推進課長

条文の貸し付けの部分につきましては廃止されておりますが、償還は残されておりますので、 償還の部分には引き継がれているという形できております。

## ○川上委員

あなたの言う、引き継がれているというのはどういう意味ですか。法律上引き継がれている というのは、どういうことですか。

### ○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:21

再 開 10:22

委員会を再開いたします。

### ○人権同和推進課長

いろいろ質問が不十分で申し訳ありません。(「質問がじゃない」という声あり)失礼しました、訂正いたします。「答弁が」であります、すいません。いま言いました条例、先ほどから混乱しておりますが申し訳ありません。

新市になります平成18年3月26日に旧条例の関係を整理いたしました関係で、飯塚市の設置に伴う失効前の飯塚市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例等の経過措置を定める条例ということで、新市になるときにその条例を制定しております中で、経過措置を盛り込んでおります。その中で、当然のことながら償還というものの義務が残っておりますので、旧条例の中でこれを経過措置として定めております。これによって引き継がれているという言葉で説明しております。

### ○川上委員

企画調整部長、この21条は現在、法的に有効なのか、精神的な遵守条項としてあるのかね、 どっちですか。

## ○企画調整部長

先ほど課長が答弁いたしましたように、経過措置を定める条例が合併後制定されておりますので、それに基づきましてその条文については経過措置として生きているという形になると思っております。

### ○川上委員

思っていますというのは、どういうことですか。あなたが、この規定は精神的に守っていかなければならないと思っていますってことですか。それとも法律上の有効性があるということですか、どっちですか。

### ○企画調整部長

当然法令上、旧飯塚市の条例なり、旧1市4町の条例につきましては適用されるということでございます。

# ○川上委員

課長、あなたはね、1年前に私がこの規定はないかと聞いたときに、何と答弁しましたか。

## ○人権同和推進課長

申しわけありませんが、答弁がどういう形で答弁したかっていうのはちょっと記憶しておりません、申しわけありません。

## ○川上委員

私がね、災害とか収入に激変が生じる場合の猶予規定あるいは減免規定というのはないのか と聞いたときに、あなたはね、いま条例を見ていますけど猶予規定という形で激変緩和的な部 分は確認できませんのでないと認識しておりますと、本当かと私は聞いておるわけですよ。今 はどうですか、部長の答弁を聞いて。

## ○人権同和推進課長

いま言われました、1年前にそういう不認識な形で誤った答弁で、十分な認識をしていなかったために昨年とことしの答弁が違っております。現段階、いま部長が述べられた形で改めて認識しているところでございます。

## ○川上委員

この他に時効というのもあるでしょう。だから言わんとするところはね、悪質とあなた方が 分類した件がありますね。どういうふうな場合にあなた方が悪質と言ってるかわかりませんけ れど。本当にこの条項に照らしてね、適応すべきという方々があるんじゃないですか、209 件の中に。あるかどうかわからないでしょう。これ知らなかったんだから。そういう仕事の仕 方をね、市長、人権同和推進課というのはしてるんですよ。何人も職員がいてですよ。解放同 盟には毎日のように出かけていく、解放同盟の仕事もしている。しかし、本当に目を向けなけ ればならない仕事がされてないんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、用意できましたかね、さっきの数字は。

#### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:29

再 開 10:34

委員会を再開いたします。

#### ○人権同和推進課長

重ね重ねご迷惑かけております。申しわけありません。先ほど委員からのご質問で、貸し付けがなくなる前3年ということで平成6年、平成7年、平成8年の3年間について、件数をご報告いたします。これは21年度末で把握した数字でございます。平成6年の貸し付け件数が13件、そのうち21年度末段階で滞納者が6件。平成7年貸し付け者が5件、そしてそのうち滞納が2件。平成8年貸し付け者が6件、滞納件数が2件ということで、滞納件数で申しますと3年間で10件という形になっております。

### ○川上委員

この中に部落解放同盟の幹部、あるいは縁の深い方々がいるかということは分かりますか。

## ○人権同和推進課長

この3年間につきまして、いま言われるような解放同盟の幹部と言われる方はこの中にはい らっしゃいません。

### ○川上委員

細かいことも聞いてきましたけれども、解放同盟に貸し付け業務のときの経過もあるのだし、貸し付け対象者の中に解放同盟のかかわりのあるかたも少なくないと思われるので、よく相談できないのかと。何千万円も補助金を渡してね、行政の補完行為をするからだと言ってるんだけど、ずっと相談してこなかった。この1年間も相談してないのか、また今後はどうするつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

## ○人権同和推進課長

滞納件数が平成22年度末で209件という件数に上るということで、滞納額も3億9千万円という高額になっておりますが、いま委員ご指摘の、解放同盟という形で今後償還にあたって、そういう協力を得るかということで質問されておりますが、現段階ではあくまでも個人的なお金の貸し借りでございますし、個人情報でございますので、それをすべて運動体に見せた中でその協力をいただくという形ではなく、行政が責任を持って、徴収事務につきましては今後ともかかわっていきたいというふうに思っております。

# ○川上委員

そうするとですね、市長、2つのこと申し上げたいんですけど、1つは、人権同和推進課は能力がない、この償還を進める仕事でですね、明らかと思うんですよ。本当に困っている人たちを踏みつぶしてきたわけですよ。その条例の存在も知らなかったわけですから。それから2つ目がですね、人権同和に行政の補完行為を依頼している相手の協力は得ないと言ってるわけですから、私はこの2つ上げただけでもですね、人権同和推進課がこの業務を行う必要はないとこれまで言ってきましたけど、行うべきではないと。この業務については別の適切なところに移管するべきではないかと思いますけども、市長はどういうふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

## ○企画調整部長

昨年も質問委員から同様なご意見をいただいております。私も昨年まで行革を担当して、組織機構を担当しておりました。ことしにつきましても行革のほうから担当課とのヒアリングの中で所管事務あたりもですね、意見としてはより効果的・効率的な行政運営をする中では、そういう見直しも含めて検討していただきたいという旨の申し出は行っております。いま現在、関係部署と協議を進めておりますけど、その時期がいつになるか分かりませんが、継続して協議を進めておりたいというふうには考えております。

# ○川上委員

いま部長が答弁されたのは、人権同和推進課を解散する話をされてるんですか。それとも業 務の移行の話をされてるんですか、どちらですか。

### ○企画調整部長

当然、組織あたりも協議をいたしておりますし、所管事務につきましても関係部署と協議を 行っております。

#### ○川上委員

人権同和推進課を課としては解散すると、人権係くらいの業務にしたほうがいいんじゃないかというのはずっと言っておりましたけど、これについてはまた別の機会がありますので、そのときに質問したいと思います。以上で終わります。

## ○委員長

他に質疑はありませんか。

## (他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

### ○川上委員

私は「議案第13号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」に反対の立場で討論します。

反対の理由は、第一に滞納額が非常に大きいと、解決の見通しを立てきれていないということが第一であります。第二に、同時にこの間の経済情勢等によって本来償還の猶予、または免除が必要な場合があるのは明らかなのにもかかわらず、担当課がその条例上の根拠があることを知らないで、しかも企画調整部長が指導もしないと、1年間にわたって。そういうようなことがあったと思います。それで本会計予算案については賛成できません。討論を終わります。

## ○委員長

他に討論はありませんか。

#### (他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第13号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案の とおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

### ( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市表彰条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○総務課長

議案第26号 飯塚市表彰条例について補足説明いたします。

議案書の10ページをお願いします。本議案は、本市の政治、経済、文化、社会その他各般にわたり市勢振興に寄与したものの功績をたたえ、市民の模範となる行為があったものを表彰するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

市民表彰制度につきましては、旧1市4町の合併協議におきまして、新市において検討、制定することとされておりましたが、この取り扱いにつきまして合併5周年を機に、昨年8月に設置されました「飯塚市慣行等の取扱い検討委員会」において慎重な検討がなされておりました。今般、市長に対し同検討委員会から市民表彰制度につき表彰条例案の提言がなされましたので、種々検討しました結果、提言されました内容のとおり飯塚市表彰条例案を提案するものでございます。

本条例の主な内容につきましては、第1条において表彰の目的を規定し、第2条において表彰の種類を「功労表彰」、「善行表彰」、「市民栄誉賞」の3種類とすることとしております。第3条において「功労表彰」の基準、第4条において「善行表彰」の基準、第5条において「市民栄誉賞」の基準をそれぞれ規定しております。

詳細は規則等で定めることになりますが、「功労表彰」の基準のうち主な内容としては、「自治功労」にかかる市長、市議を含む各行政委員会委員以上の職にあるものは合併前の期間を通算せず、行政協力員(自治会長等)以下のものは合併前の期間を通算するものとする予定です。

また、「功労表彰」は重ねて受賞することはできないものとし、各分野からそれぞれ3名程度 を見込み、毎年20人~30人の表彰者となる予定でございます。

また、「善行表彰」につきましては、人命救助や市への多額の寄付を行った者等に対して行なうことになる見込みです。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○川上委員

議案書の11ページにありますけれども、表彰審査会、8条に規定があります。具体的には どういった方々にお願いすることになるのか、どういう審査の仕方をするのか。結果の公表に ついてはどういうふうに考えておるのか。3つまとめてお尋ねします。

### ○総務課長

現在予定しておりますのは、審査会につきましては会長を副市長とし、教育長、上下水道事業管理者及び総務部長で構成し、審査の結果を市長に報告するというようなことを考えております。審査の結果については表彰という形で当然公表するわけでございますが、内容については今のところの非公開という考え方でおります。

#### ○川上委員

3人でつくるということなんですかね。これは推薦行為がありますか。あるとすれば、どういう時期にどういった団体、個人から推薦を受けるのか、お尋ねします。

### ○総務課長

市民表彰制度につきましては、検討委員会の中でも広く市民からの推薦を受けるようにというような提言があっておりましたので、いま考えております方向といたしましては各部長を通してこの審査会に推薦を行うといったような方法を考えております。一応基準日といたしましては9月1日を基準日といたしまして、11月3日の文化の日を表彰の日というような形で、現在のところは考えております。

### ○川上委員

人数はどれぐらいを予定していますか。

#### ○総務課長

功労表彰につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり20名から30名を予定しております。善行表彰と市民栄誉賞につきましては、これは基準に該当する方が推薦された場合に表彰するというようなことになろうかと思われます。

### ○川上委員

最後にしたいと思いますけれども、市民の中からですね、特定の人を表彰すると。同じような行為を、あるいは貢献をした方がたくさんある中で、年間で20人から30人功労表彰をするということになると、住民の輪というか、そういうものに与える影響がいろんな角度で生じるんではないかと思うんですね。その辺について当然検討されたと思うんですけれども、どういうような検討をし、どういう判断をしたのかね、お尋ねしたいと思います。

#### ○総務課長

表彰者の人数につきましては、類似団体等を調査いたしまして最も多かった団体は年間100名ぐらいを表彰しているところもございます。少ないところは1名とか2名といったところもございます。しかし大体20人から30人というのが多かったように考えられます。確かに、市民に広く各層からご推薦をいただく上は、選考に当たっては公平公正を旨としてやらなければならないということで、審査会の任務は重いというふうに思っております。ただ、毎年する予定にしておりますので、そのあたりにつきましては増減が多少出てくる可能性もございますことから、そういった形でできるだけ公平な審査となるように十分審議を尽くしていきたいというように考えております。

#### ○川上委員

質問の趣旨はですね、同じような貢献をされた方というのはたくさんいると思うんですね。 そうした中で、一部だけが表彰を受けるということで、住民の輪にね、与える影響があると思 うんだけど、その辺はどう考えたのかと、検討したのかということなんですよ。同様の貢献を した方々がたくさんいる中で、1人を選んで表彰する、そのことは何のためなのかと。これは その方にご苦労さま、これからもよろしくお願いしますということもあるだろうけど、そうい う行為全体を励まし、住民の輪を強めていく、共感の輪を広げていくというためだろうと思う んです、本当は。しかし、マイナスの効果はないのかという心配もあるわけですね。その辺は 皆さん方は検討したのかと、しておるだろうからそこを聞かせてもらいたいということを聞い たんです。

### ○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54 再 開 10:54

委員会を再開いたします。

#### ○総務課長

条例にございますとおり、例えば功労表彰については8分野あるわけでございますが、それ ぞれにつきまして、専ら在職年数等をまず基準といたしまして選考することになろうかという ように考えております。それぞれの分野での議論に当たりましては、あらあら数字的なもの、 人数とかですね、在職年数ごとの候補者のあらましの数とかいったものも、委員会の中では検 討いたしておりました。その中でやはり質問者おっしゃるように、やはり不公平な取り扱いと いうふうなことが一番いけないというふうに考えられます。したがいまして、やはり衆目の一 致するところといったような部分で年功とか、あるいは年齢とか、在職の時期でのその功績、 そういったものをですね、十分検討してまいりたいというように考えております。

### ○川上委員

目的が第1条にあるんですが、「表彰することを目的とする」と書かれてますね。「表彰することにより何とかすることを目的とする」というふうに、言葉にはないけども踏まえる必要があると思うんですね。住民の輪を強く大きくするとかね。広く言えば公共の福祉に資するとかいうことになるんですよね。だから、これは個人にお金を渡したりということでもないんでしょうけども、発想をそういうふうに押さえる必要があるんじゃないのかと。

それからもう1つの点は、市民の広い共感を得るようにしなければならないということになるんだけども、それとの関係でですね。その点で言うと、この非公開というのが必要なのかと。私は、非公開ということを原則にすればね、最初に言ったような住民の共感を広げる、住民の輪を広げることにね、マイナスになるんではないかと。だから、非公開は改めたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

# ○総務課長

そのあたりにつきましては、今後十分検討してまいりたいというように考えております。

### ○委員長

他に質疑はありませんか。

#### (他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

## ( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第26号 飯塚市表彰条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

# ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第33号 飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

# ○男女共同参画推進課長

「議案第33号 飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容としましては、飯塚市男女共同参画推進センターの設置目的を達成し、適正かつ円滑な管理運営を行うため、同センターの事業の明確化並びに使用料の納入方法の適正化及び使用料の改定を行うものです。

その主な内容としましては、議案書46ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、第2条の次に第2条の2を加え、同センターで実施する具体的な事業内容を第1号から第6号で規定いたしております。各号の事業内容の説明は省略させていただきます。

次に第10条第2項に、国もしくは地方公共団体が利用するとき、または、利用時間の超過料及び附属設備等の使用料の納付方法に関して、使用料前納の例外規定をただし書きで加えております。

さらに、別表のとおり、男女共同参画推進センター使用料におきましては、これまで使用時間をおおむね午前、午後、夜間の3区分で設定しておりましたが、より実態に則するために、

1時間当たりの使用料に改定するものです。

なお、施行日が4月1日であるため、施行日前に徴収した使用料の額がこの条例の規定を適用した場合における使用料を超えるときは、その額を返還することを附則で規定いたしております。

# ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

2、3点お尋ねします。今度の改正のうち使用料に関するところなんですが、時間当たりに 直すということですね。これは利用者からの要望に基づいて改正するものですか、それともこ ちらから皆さんの側で改正しようと判断されたのか、お尋ねします。

## ○男女共同参画推進課長

今回、中央公民館が市内全公民館使用料の平準化を図るために、実態に合わせた使用料の見直しを行っております。複合施設であります当センターの使用料も整合性を図り、今回見直したものでございますので、市民のほうから申し入れられたものではございません。

### ○川上委員

単位当たりに直すと、使用料負担額は軽くなるんですか。

### ○男女共同参画推進課長

例年どおり推移いたしますと、年間あたり35,00円ぐらいの収入減を見込んでおります。

### ○委員長

他に質疑はありませんか。

## (他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

#### ( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第33号 飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」については、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第37号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○人事課長

議案第37号について補足説明をいたします。

追加議案書の1ページをごらんください。本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員についても、育児休業等が取得できるようになりましたことから、関係条例を整備しようとするものでございます。

条例改正箇所の具体的な内容につきましては、5ページ以降に新旧対照表を添付させていただいておりますが、非常に内容が、法令、条例の引用等で複雑多岐にわたっております。内容をご理解いただくために、A4版、両面刷りの、A4版縦の資料でございますが、「育児休業条例の改正内容について」という資料をお配りさせていただいております。これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず第2条の改正でございますが、育児休業を取得できる非常勤職員の条件を規定しております。3つの条件を規定し、いずれかの条件に該当する職員は育児休業をすることができることにしております。1つ目の条件は、任命権者を同じくする職に引き続き1年以上在職し、養育しようとする子が1歳に達する日を超えて引き続き在職が見込まれること及び1週間の勤務日が3日以上または1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とされております。この

3つの条件に該当する職員ということが1つ目の条件でございます。

2つ目でございますが、1歳6カ月に達するまでの子を養育するためには、子の1歳到達日に育児休業をしており、かつ子の1歳到達日後に育児休業することが特に必要と認められることが条件となっております。特に必要と認められる場合とは、具体的には子の1歳到達日後に子を養育する予定だった配偶者が死亡、負傷・疾病により養育が困難な場合、子と同居しない場合及び産前6週、産後8週以内の場合、以上が想定されております。

3つ目は、任期の末日まで育児休業をしている職員で、任期の更新または採用に伴い、引き 続き育児休業をしようとする場合でございます。

次に、第2条の2に移らせていただきます。これは今回新設された条文でございますが、法律第2条に対応して非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について規定したものでございます。基本的には、子の1歳到達日までとされておりますが、その例外として2つの期間が定められております。

1つ目は、男性の育児休業取得を図るため、非常勤職員の本人の育児休業の期間の初日が子の1歳到達日の翌日後でないこと、または配偶者の育児休業の期間の初日後であることなどが条件になりますが、両親で育児休業を取得する場合の特例として1歳2カ月に達する日までとされております。

また2つ目でございますが、資料の裏側のほうに移ります。1歳から1歳6カ月に達する日までの子を養育するため、配偶者のうちいずれかが1歳到達日に育児休業をし、かつ1歳到達日以後も育児休業することが特に必要と認められる場合として市長が別に定める場合に該当するときは1歳6カ月までとされており、それ以外の場合は子の1歳到達日までとされております。市長が別に定める場合とは、先ほどご紹介いたしました養育予定の配偶者が死亡等により養育できない、あるいは困難となった場合を想定しております。

第2条の3は、第2条の2を新設したことに伴う条文の繰り下げでございます。

第3条につきましては、育児休業法第2条第1項但し書き、すなわち「既に育児休業したことがある場合、条例で定める特別の事情がある場合に再取得できる。」という規定でございますが、特別の事情として、第2条の2第3号、すなわち子が1歳6カ月に達する日まで育児休業が認められる場合と、任期の末日まで育児休業している非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業をしようとすることとしております。

次に第19条でございますが、第19条では部分休業が取得できる非常勤職員を規定しております。同じ任命権者のもとで在任期間が1年以上である職員及び市長が別に定める職員としております。市長が別に定める職員とは、1週間の勤務日が3日以上である者または1年間の勤務日が121日以上である者、かつ1日の勤務時間が6時間45分以上である者が想定されております。

第20条では、部分休業の承認について、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行うこと及び1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ2時間から育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うこととしております。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

いま読み上げられました提出資料でお聞きしたほうがいいと思うので、19条なんですね、そのうち市長が別に定める非常勤職員というところなんですが、ここの最後のところ分かりにくいですね。どうして3日以上なのか。121日以上なのか。1日勤務時間が6時間15分以上、この方たちが部分休業することはできないということなんでしょう。この数字の意味を少し説明してもらえますか。

## ○人事課長

あくまでも法律の改正前は非常勤職員、すなわち正規の職員よりも勤務時間の短い職員につ いては、育児休業あるいは部分休業が取得できなかったという背景がございます。この状態に ついても、原則的には現在も変わりございません。非常勤職員についてその一部が今回取得で きるようになったというように、私ども理解をしております。従いまして、臨時的な任用を行 っている職員等は今回も該当しておりません。具体的に申し上げますと、この改正につきまし ては、法律の改正に連動いたしましてでございますけれども、国家公務員につきましては人事 院規則の改正が2月の上旬に行われております。今回上程をさせていただいております内容に つきましては、その人事院規則に準じた形で行っておりますけれども、従いまして非常勤職員 が全員、今度の場合該当するということではなくて、勤務条件、当然仕事をしていただくとい うことが前提で任期を定めて雇用している職でございますので、ある程度の制約はかかるとい うことがございます。その中で、その限度として先ほどご紹介をさせていただきましたように、 1週間の勤務が3日以上であるということ、それから勤務日が1年間で121日以上、また勤 務時間でございますが6時間15分というような規定がございます。特に、この勤務時間がな ぜ6時間15分かということを申し上げますと、20条の中でご説明をいたしましたように、 1日で定められております勤務時間から5時間45分を減じた時間をまずは外しなさいという ことで、基本的には部分休業の場合は仕事をしていただいてお休みを取っていただくというこ とでございますので、最低5時間45分は出勤したならば勤務をしてくださいという前提がご ざいます。その中で部分休業の最小単位が30分でございますので、その分を加算いたします と6時間15分ということになります。従いまして、6時間15本以上勤務をする方でないと この部分休業が取得できないということになりますので、このような規定を置いておるわけで ございます。

## ○川上委員

働く時間、勤務時間が長い人が部分休業を取れないということですね。

# ○委員長

反対。取れる。

# ○川上委員

これ、そうは書いてない。

#### ○人事課長

19条の分のご紹介で、部分休業をすることができない職員ということで記載しております。これは条例の見出しの文句に合わせた関係でこうしておりますけども、その中から今ご説明した職員については除外すると。言い換えれば、取得できる方の条件としたらこういうふうな形になりますというご紹介でございます。ちょっと表現がまずかったかなと反省をしておりますけれども、そういうことでご理解いただきたいと思います。

# ○川上委員

だいたい間違った説明をしましたということなんですね。逆なんでしょう。19条は部分休業することができない職員を説明してるんでしょう。そうすると一番最後、3日以上働いてる人、121日以上働いてる人、6時間15分働いてる人は休業することはできないという規定じゃないんでしょう。これだけ働いてる方は休業することできるんでしょう。何でその19条の中に入ってるのか。これは間違いだったということを言ったんじゃないんですか。

#### ○人事課長

議案書の新旧対照表の7ページをご覧いただきたいと思いますけれども、19条の部分休業をすることができない職員という見出しがついておりますので、その見出しの表現を使わせていただいたということでございます。今回はすることができない職員から除外する職員として、できる職員の条件を規定しておりますので、そのできる職員の条件をこの資料にも記載をさせ

ていただきました。従いまして、誤解があったかというご説明をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

### ○委員長

他に質疑はありませんか。

#### (他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

### ( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第37号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出 があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

### ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成23年度飯塚市コミュニティバスの運行について」、報告を求めます。

#### ○総合政策課長

「平成23年度飯塚市コミュニティバスの運行について」、報告いたします。

本市のコミュニティバスの運行につきましては、飯塚市地域公共交通協議会が運行主体となっておりますが、昨年12月20日に同協議会が開催され、平成23年度のバスの運行につきまして、運行ルート及びダイヤの決定がなされましたので、ご報告するものでございます。

平成23年度の運行につきましては、基本的には今年度の運行状況を踏襲しながらも、これまでの乗車数の実績や市民の方々からの要望等をもとに、利用者増加、利便性向上に向けた改善を行っております。

平成22年度との変更内容につきましては、配付しております資料の1ページ目に記載しておりますが、乗車実績の少ないバス停での停車を削減する一方で、乗車数増加が望める位置にバス停を新設、また運行ルートを延伸・変更したりしておるところでございます。主なものを挙げますと、資料1ページの路線名の上から3段目、筑穂地区内住線では利用者の乗車目的等を考慮いたしまして、1日6便のうち4便分を大分駅から市立病院へ直行するようにいたします。同じく真ん中の頴田庄内地区上廻り線、一番下の段の飯塚頴田線では、頴田地区内・鯰田地区の商業施設を利用しやすいようにルートを変更しております。また、西鉄バス・1Rバスの廃止予定がなされております上三緒団地や目尾地域におきまして、コミュニティバスの運行を行うようにいたします。資料の2ページから5ページまでの図面上に、この変更部分を記載しております。

各路線の運行ダイヤにつきましては6ページ以降に添付しておりますが、病院・商業施設の利用時間や公共交通との乗り継ぎに配慮したダイヤにしております。市民の皆さまには今年度と同様に、3月中に新たな時刻表を全戸配布いたしますとともに、公民館・公共施設・集客施設等の主要施設に設置したいと考えております。

### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年国勢調査の状況について」、報告を求めます。

### ○総合政策課長

「平成22年国勢調査の状況について」、ご報告いたします。

お手元に資料を配付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

昨年の10月1日現在で全国一斉に平成22年国勢調査が実施され、本市におきましても副市長を本部長といたします実施本部を設置いたしまして鋭意取り組んでまいりましたが、このほどその調査結果につきまして、総務省から速報値が通知されましたので、ご報告するものでございます。

まず本市の人口についてでございますが、お手元の資料でお示ししておりますように、今回の速報値では131,492人となっております。これは5年前の平成17年国勢調査による人口133,357人に比べますと1,865人、率で約1.4%の減少となっております。また世帯数につきましては53,437世帯で、5年前より1,063世帯、約2.03%の増加となっており、1世帯当たりの平均人員は2.46人となっております。

なお、男女別、年齢別などの詳細な集計結果がまとまり次第、今後段階的に公表される予定 となっております。

### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年度飯塚市職員(保育士)採用試験合格者の決定について」、報告を求めます。

## ○人事課長

平成22年度飯塚市職員、保育士でございます採用試験の最終合格者を2月25日金曜日に 決定し、本人に通知いたしましたので、その概要をご報告いたします。

本年度の保育士採用試験は1月16日日曜日に第1次試験を受験者61名で実施し、1月27日に15名を第1次試験の合格者として発表いたしました。そののち2月12日に第2次試験を実施し、5名を最終合格者として決定し、平成23年度職員採用候補者名簿に登載するとともに、同日付で第2次試験受験者全員に合否の結果を郵送により通知いたしております。

なお、合格者のうち1名は男性で、当市としては初の男性保育士採用となる予定でございま す。最終合格率は12.2倍となっております。

#### ○禾昌長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

# ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件について」、報告を求めます。

## ○管財課長

損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件について、先の平成22年12月16日開催の 総務委員会においてご報告をいたしておりました、旧庄内町の町有地売却に係る損害賠償等請 求住民訴訟、住民訴訟控訴事件について判決が出ましたので、ご報告いたします。

判決内容は、主文として、「1 本件控訴をいずれも棄却する。2 控訴費用は控訴人らの負担とする。」とするものであり、2つの事件については原告の請求はいずれも理由がなく、よって原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとした判決になっております。

この事件は福岡地方裁判所での判決を不服として、福岡高等裁判所に控訴されたもので、平成22年9月14日控訴、平成23年1月13日に口頭弁論が終結し、同年2月27日に判決の言い渡しが行われたものです。

# ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「飯塚市横田における拳銃発砲事件について」、報告を求めます。

#### ○総務課長

飯塚市横田におきまして拳銃発砲事件が発生いたしましたので、事件の概要を報告させてい ただきます。

事件の発生日時、場所及び対応につきましては、平成23年2月21日月曜日午前1時か2時頃、飯塚市横田485番地3におきまして、何者かにより建設解体業、株式会社イワキン工業事務所入口付近に向けて、拳銃により銃弾3発が発砲されたものでございます。

事件発生から今日までの対応といたしましては、当日2月21日8時50分頃に飯塚署から教育委員会・児童社会福祉部・総務部総務課への通知を受け、直ちに学校並びに保育所・児童センター等関係機関に通知するとともに、教育委員会では集団下校、部活動中止の措置を取り、児童・生徒の安全確保のため保護者への連絡を行うとともに、教諭が付き添う等の措置を行いました。また翌22日火曜日午前9時30分に、副市長、総務課長が飯塚警察署長を訪問し、周辺地区の厳重警備、早期解決の要望を行うとともに、今後の対応を協議したところであります。

具体的対策といたしまして、警察においては発砲現場での機動隊員の配置、学校前の制服警官の配置を行い、学校周辺の厳重警備を継続するとともに、夜間特別警戒を実施し、通学路を中心に白バイ・警らパトカーによる巡回パトロールを強化することとしています。また、特別捜査班を設置し、事件の全容解明・解決のため、捜査に全力を挙げることとしております。

暴力追放、生活安全の推進に取り組んでおります本市としましては、今回の発砲事件はまことに許しがたい暴挙ととらえ、極めて遺憾なことでありますことから、飯塚署をはじめ関係機関と連携し、本日3月1日15時から飯塚市枝国市民広場、穂波福祉総合センター横におきまして、飯塚地区暴力追放緊急決起大会を開催することとし、広く市民に呼びかけ、事件に対し毅然とした対応を取ることとしています。この大会を契機に、改めて暴力追放について全市民の揺るぎない決意を示し、今後も警察をはじめとする関係機関・団体等と連携し、暴力追放運動を積極的に展開していく所存でございます。

なお、最後になりますが、事件の重大性と緊急性に鑑み、当委員会におかれましても何とぞ ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

# ○川上委員

重大な事件がまた起きてしまったわけですけれども、この地域については拳銃発砲ということでなくても、事前に警察その他からのほうから警戒をするようにと、警戒をしておりますというような情報はなかったですか。

# ○総務課長

特に、事件前につきましてはございませんでした。

### ○川上委員

発砲は3発ということですけれども、別には6発という報道もあります。3発というのはど こからの情報ですか。

### ○総務課長

これにつきましてはご報告申し上げましたとおり、当日の8時50分頃の警察からの情報によるものでございます。

# ○川上委員

その3という数字については、警察から訂正の連絡とかは特にないんですね。

○総務課長

特に警察からは、連絡は受けておりません。

○委員長

他に質疑はありませんか

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:34

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

#### ○経済部長

「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」、報告いたします。配付いたしております資料の1ページをご覧願います。

まず活性化の必要性でございますが、中心市街地は多くの祭りやイベントが開催されるなど 地域コミュニティが受け継がれ、文化や伝統が育まれた地域でありますが、近年の郊外店の相 次ぐ出店や高等学校の郊外移転などにより、中心市街地は疲弊の一途をたどっております。こ のような状況が続けば、近い将来祭りやイベントが中心市街地からなくなり、地域コミュニティが崩壊するとともに、飯塚がまちの魅力や特徴のない郊外型・ロードサイド型の商業施設に 依存した地方都市の1つとなることが危惧されます。また多くの市民は車がないと生活できない状況にあり、車がない人、交通弱者、お年寄りの方の自立的な暮らしが失われつつあります。

次に、2ページをお願いいたします。活性化の方向性につきましては、中心拠点と地域拠点 の連携によるコンパクトなまちづくりを目指し、まちなか居住や都市福利施設の整備、市街地 の整備改善、商業の活性化を一体的に推進してまいります。

次に、活性化を実現する方策でございますが、まちの活力低下と空洞化を引き起こす要因と とらえております飯塚本町火災跡地・ダイマル跡地・西鉄バスセンター、この3つの課題を解 消し、再生することを本市に中心市街地活性化におけるハード事業の核と位置づけるとともに、 各種ハード事業等を連携して相乗効果を発揮する各種ソフト事業を展開することで、5年後の 中心市街地の活性化を推進していきたいと考えております。

次に、基本計画作成の考え方でございますが、地域ぐるみで作成し、民間活力を活用しながら、将来にわたり実現可能な、地域が主体的に行う、地域の創意工夫を生かした事業の実施に努めるとともに、事業の効果が他地域に広がるような取り組みとなるよう、計画を策定しなければならないと考えております。また今回の基本計画を実行することにより、活性化の基盤づくりを行いまして、将来の本市発展につないでいきたいと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。基本計画策定に係る実施体制でございますが、上段が 現在の基本計画の素案の作成に係る体制、下段が基本計画素案作成後の実施体制を記載いたし ております。

5ページ及び6ページのこれまでの経過と今後のスケジュールの中で、実施体制の件も記載しておりますので、詳細な説明は省略いたしますが、基本計画の総理大臣認定申請を行うに当たりまして、商工会議所とまちづくり会社が共同で設置する中心市街地活性化協議会の意見をいただく必要がありますので、この協議会設置に向けた協議を関係者と行っているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。中心市街地活性化基本計画には、活性化を図ることによって地域が目指す目標を掲げ、その達成状況を的確に把握するため、具体的な数値目標を設

定する必要があります。現在、コンセプトや基本方針につきましては、外部組織の検討会議で検討中でございます。コンセプトにつきましては、少子高齢化社会に対応した、誰もが住みやすいコンパクトなまちづくりを目指した中での、「子どもの笑顔、高齢者の和み、おもてなしの心が育むコミュニケーションタウン」、基本方針につきましては、「人が集い、交流するにぎわいと憩いの場づくり」及び「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」とし、歩行者通行量と居住人口を目標値に設定する案でございます。

次に、8ページをお願いいたします。主な活性化事業につきまして、協議の進捗状況を説明いたします。西鉄飯塚バスセンター再開発事業は隣接地を含んだところでの再開発を検討しておりまして、今後西日本鉄道株式会社が隣接地権者と協議を行う予定となっております。整備を行う地区面積は約5,500平米、検討施設概要につきましてはバスセンターを併設した高層複合ビルで、商業・業務・公共公益施設などを検討いたしております。整備期間は平成27年度まで、事業手法は組合施行の第1種市街地再開発事業を検討いたしております。

次にダイマル跡地整備事業は、コミュニティビルとして再生し中心市街地活性化に寄与したいというNPO関係者がおられ、現在、事業の実施主体や採算性などを確認しながら、事業実施に向けた協議を行っております。事業概要案の表の左側がその検討内容でございます。整備内容に記載いたしておりますが、ビルの再生が実現すれば1階をコミュニティスペースとして活用することも検討しております。

また、表の右側のまちなか交流広場整備事業でございますが、これはダイマル跡地をコミュニティビルとして再生できない場合に市が取得いたしまして、解体後コミュニティ広場として整備することにつきましても検討いたしております。なお、抵当権が設定されている問題につきましては、法的な措置について顧問弁護士に相談をしているところであります。

次に、9ページの火災跡地及び周辺整備開発事業でございますが、現在、地権者やテナント入居者など関係者127人で勉強会を開催いたしております。整備検討地域の面積は7,178.95平方メートルで、現在活性化に向けた地域のゾーニング案の検討を行うとともに、居住施設の整備を行うデベロッパーに対し意向調査を行っております。整備検討案のところに記載しておりますように、ゾーニング案には防災道路・公園・商業施設・居住施設を盛り込んでおりまして、子育て支援施設の設置も検討しております。また、これらの整備を図る上で、土地区画整理事業による土地の整理を行う必要があると考えておりまして、市施行も検討しているところであります。

次に、都市計画道路、新飯塚・潤野線の拡幅事業でございますが、昭和通りからよかもん通りまでの延長約140メートルの拡幅工事を火災跡地及び周辺整備の土地区画整理事業と一体的に施行することで検討しております。

次に、11ページをお願いいたします。中心市街地内の回遊性を高める事業といたしまして、 飯塚緑道整備事業や新飯塚地区歩行者空間整備事業を検討いたしております。 地元関係者との 協議、調整などを行いながら、事業計画を作成したいと考えております。

次に、12ページをお願いいたします。ハード事業と連携して相乗効果を発揮するソフト事業につきましては、詳細は別添のとおりでございますが、主なものとして循環バス整備や街なか交流・健康広場、定住促進施策につきまして、関係機関や関係各課と協議をしております。 各ソフト事業の詳細な説明は省略させていただきます。

次に、現時点での総事業費、あくまでも概算の概算でございますが、民間事業者施行分も含め約120億円を見込んでおります。今後、関係者と協議を進めていく中で、事業費の変更は出てまいりますし、まだ事業内容が確定しているわけではありませんので、個別の概算事業費については報告を控えさせていただきます。

最後に今後のスケジュールでございますが、6月までには基本計画素案を作成し、議会への報告、中心市街地活性化協議会での意見聴取を行い、平成23年度内の内閣総理大臣認定を目

指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

# ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○上野委員

何点か、確認と質疑をさせていただきます。まず1ページ目の活性化の必要性ですが、部長 のご説明の中にもありましたが、高等学校の郊外移転、具体的にどこの高校のことですか。

### ○経済部長

以前、中心市街地にございました県立嘉穂高等学校でございます。

#### ○上野委員

何十年か前のことだと思いますが、このときにこの跡地の利用についてですね、私も年端もいかなかったのでおぼろげなんですが、大規模商業施設のお話があったかというふうな記憶をしております。それに対する商店街の皆さまの対応はどのようにあったのか、認識をされておったらご紹介ください。

#### ○経済部長

当時、私は飯塚市民として在籍をいたしておりませんでしたが、過去の経過ということで承知している範囲内でお答えさせていただきます。商店街の店主の皆さま方につきましては、いわゆる中心市街地にそうした大型の商業集客施設が来ることによりまして、地元商店街が非常に大きなダメージを被るという判断から、反対をされたというふうに聞き及んでおります。

# ○上野委員

それでは、下の段に中心商店街における顧客・住民ニーズの対応の不足というものがありますが、これは商店主さんの自主的な意識改革が必要だと思うんですが、ここら辺に対する自主的な動きとか、また行政からの手助けはどのようになっておりますか。

#### ○経済部長

現在商店街連合会におきまして、地元商店街の活性化に向けた様々な取り組みに向けた学習・勉強会などが定期的に行われております。こうした中で、現在商店街ではいわゆる個店の魅力を増そうということから1店1品という形の事業展開、それからまちなかにいろんなテナントショップなども導入しようというふうな試みであるとか、活性化策について様々な視点・切り口から検討・学習がなされているところであります。

### ○上野委員

それでは、4ページの基本計画策定に係る実施体制でいろんな団体がかかわっておられるんですが、この中に中心市街地以外の地域、市内他地域の委員の方々がどこに何名ほど入っておられるか、ご紹介ください。

# ○経済部長

中心市街地活性化の検討会議を現在組織いたしまして、そこで具体的な事業案等を検討いただいておりますが、その中に中心市街地以外の方につきましては飯塚市商工会の事務局長に参加をいただいております。それ以外の部外者ということになろうかというふうに思いますが、西日本鉄道株式会社のまちづくり推進室のほうからも参加をいただいているところであります。

### ○上野委員

部外者という言い方はちょっと。周りの方から来ていただかなければいけないと思うので。 説明にもありましたように、他地域に広がるような取り組みを市全体の視点を持ってというよ うなご説明がありましたので、ぜひ他の地域の方々の組織する委員会なんかも、今後は必要に なってくるんじゃないかなというふうに思います。

8ページから9ページにかけて、ダイマル跡地の整備事業に関してご説明がありました。コミュニティビル整備事業、街なか交流広場整備事業、どちらにしても市が関係するところが出てくるわけですが、特にですね、街なか交流広場整備事業、9ページのカッコの中なんですが、

スケジュール、土地・建物取得とありますが、これは飯塚市が買うよというふうな認識でよろ しいんでしょうか。

#### ○経済部長

先ほども概要の中でご説明いたしましたが、まだこの土地・建物につきましては抵当権などが設定されておりまして、そうした権利関係を整理する必要がございますけども、この街なか交流広場整備事業につきましては、いま委員ご指摘のとおり、飯塚市が取得して広場整備を行うということでございます。

# ○上野委員

それは市長、まずいですね。やっぱりお金を全額市が出さなくなるようにしても、市内にはですね、民民で非常に命を脅かすとか、財産を脅かすとかいうような場所はものすごくあると思うんですよ。だからこれ、皆さんの納得・理解を非常に得がたいような事業になると思いますということを、一応ご指摘申し上げておきます。

あいタウンについてはですね、7ページにちょこちょこと小さい文字で出てきたようなぐらいの認識でしかないようですが、あそこもバスセンターのすぐ横ですので、上手に、いま商業施設というふうにここには紹介されていますが、ここに公的機関を入れたりとかそういうふうな活用もしていただいてですね、商業としての中心商店街、公的施設としてのあいタウンと西鉄バスセンター周辺ということであれば、人々の動線もできると思いますので、ここら辺ちょっと視点を高くして考えていただきたいと思います。

最後に1点ですが、12ページ、総事業費約120億円というような試算が今なされております。もちろん増減があるんでしょうけども、これ中心拠点としてのお金の入れ方なんで十分にわかりますが、地域拠点については総事業費どのくらいを考えられておられますか。

### ○企画調整部長

中心市街地の活性化とあわせまして、昨年から旧4町のまちづくりという観点から、庁内で プロジェクトチームをつくっておりますが、その整備にかかる費用ということでございますが、 それについては今の時点では試算はいたしておりません。

### ○上野委員

そうだと思います。平成23年度の予算でも地域力創造アドバイザー謝礼金64万8千円つけていただいておりますが、ダイマルの跡地にですね、どちらの整備事業が採択されるとしても、市のお金がやっぱり入っていくと思うんですね。皆さんに納得をしていただくためには、やっぱり地域の拠点の整備についても並行的に考えてもらわないと、中心市街地ばっかり、そこにお店があるばっかりに区別をされるんじゃないかというような意識が出てくると思いますので、ぜひそこら辺のご検討をお願いいたします。

# ○委員長

他に質疑はありませんか。

# ○濱本委員

1つお尋ねいたします。立派な計画だろうと思っております。ただ1つ、私が懸念するのはこの13ページですかね、このエリアがピンクで塗ってある部分がこの対象エリアだろうと思っておりますが、この中には下本町、商店の名前を言いますと平長、あの地区の所ですが、平成21年7.24の水害の時に大層つかっております。これは皆さんもご存じだろうと思いますが、下本町のタウンミーティングに行ったときでも関係者の方から、非常にいろんな水害対策のご注文を受けております。それはもう皆さんもご存じだろうと思いますが、この中心市街地の計画とここらあたりの計画というのは、先日建設部からいただいた水害対策の中には長期計画に上がっておるんですね、この中では。ここらあたりとこの中心市街地の計画との整合性、そこらあたりどうなっているのか。これ今からの検討でしょうから、もししてなかったらですね、検討も一緒にしていただいて、早く、まちばっかりようしていっても、つかれば何もなら

ない。あなた方が住みやすいまちという中で安全なまちという形でうたってあると思いますので、そのあたりのところもちょっと話をお聞かせ願いたいと思います。

### ○経済部長

ご指摘いただきました浸水対策と、今回私どもで計画をいたしております中心市街地の活性 化事業の整合性というご指摘でございますが、現在検討会議などでは具体的な中心市街地の活 性化にかかわる事業とハード事業、ソフト事業について検討いただいております。そして浸水 対策事業につきましては、現在この中活事業の1つの庁内の調整会議というのを組織いたして おりますので、今後その中でですね、浸水対策事業とのかかわりなども検討、議論をしてまい りたいというふうに考えております。

## ○委員長

他に質疑はありませんか。

# ( 他になし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

本日は総務委員会の最後でございますので、正副委員長で皆さまにごあいさつ申し上げます。 私は後藤久磨生議員の急な逝去によりまして後任の委員長になりまして、副委員長は初めから 副委員長でしたけど。委員の皆さまのご協力、それから行政の皆さま、的確な答弁とはあまり 言えませんけどね、いろいろご協力いただきまして、スムーズに総務委員会が終了いたしました。皆さまのおかげだと心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。